

〔論文〕

名古屋市・「特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）」 への追加考察および城郭の文化財保護に関する一考察

國 井 義 郎

名古屋学院大学法学部

要 旨

本稿は、特別史跡名古屋城跡の現状変更許可手続に備えて更新された、事実上の最終案となる名古屋市・「特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）」に対し追加考察を加えた上で、木造天守復元の第1号となる白河小峰城や他城郭の文化財保護および文化財活用施策を比較検討した。

キーワード：文化財保護，文化財活用施策，文化庁，名古屋城跡

Additional Considerations on Nagoya City's "Basic Plan for Nagoya Castle's Tower Keep Wooden Restoration Project (Draft)" and Reflections on Castle Cultural Heritage Preservation

Yoshio KUNII

Faculty of Law
Nagoya Gakuin University

0-1 はじめに

私は、かねてより名古屋城木造天守復元事業（以下、「本事業」という）を素材として、文化財保護と文化財活用の在り方、時代の変遷と文化財の復元や保存の在り方がどうあるべきかという問題について考察を試みた。最近、私は、前稿「名古屋市・『特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）』の中間報告に関する一考察—文化財の復元概念を中心として—」名古屋学院大学論集（社会科学編）60巻4号39頁-59頁（以下、「前稿」という）¹⁾において、名古屋市が名古屋城跡全体整備検討会議（以下、「全体整備検討会議」という）¹⁾での検討内容を反映させたうえで、2023年度中に新たな「特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画」（以下、「木造天守整備計画」という）²⁾を策定し、現状変更許可申請手続（文化庁）に際して提出する予定である旨を述べた³⁾。その後、全体整備検討会議（第56回）（2023年6月12日）で諮った内容を反映させた、現・木造天守整備計画が策定された。さらに、全体整備検討会議・庭園部会（第37回）（2024年5月10日）、全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）（2024年5月31日）が開催された。

こうした動向を踏まえ、本稿では、1-1名古屋城木造天守復元事業の概要、1-2木造天守整備計画の変更点（前・木造天守整備計画および現・木造天守整備事業の比較）、2-1庭園保全と石垣保全からみえる課題、2-2木造復元天守の実例、3結びにかえて、の順に追加考察を試みたい。

0-2 出典概要

1, 名古屋城関係 「名古屋城公式ウェブサイト」 (https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp) よりダウンロード可能	「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議」 ①会議名の略称 →全体整備検討会議（第△回：開催年月日） ②同会議における議事録 →全体整備検討会議（第△回：開催年月日）議事録〇〇頁 ③同会議における配付資料 →全体整備検討会議（第△回）配付資料（資料番号）〇〇頁
--	---

-
- 1) 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議は、名古屋城跡の整備等に関する事項について、事務局（名古屋市職員）、学識経験者
 - 2) 「特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画」を、本稿では、「木造天守整備計画」と表記し、前稿で取り上げた木造天守整備計画を「前・木造天守整備計画」と表記し、2024年6月に更新された木造天守整備計画を「現・木造天守整備計画」と表記する。
 - 3) 国井・前稿45頁。

2, 文化庁 文化庁ウェブサイト (https://www.bunka.go.jp) よりダウンロード可能	①「鉄筋コンクリート造天守等の老朽化への対応について（取りまとめ）」（令和2年6月・史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ）→鉄筋コンクリート造天守閣等の老朽化への対応・通知 ②「文化財保護法に基づく文化財保護活用大綱・文化財保護保存地域計画・保存活用計画等の策定等に関する指針」（文化庁・平成31年3月4日作成・令和3年6月14日変更） →「文化財保護活用大綱・文化財保存地域計画・保存活用計画等の策定指針」 ③「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（平成27年3月30日・史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会） →史跡等における歴史的建造物の復元基準
--	--

前稿において、全体整備検討会議の関連資料（議事録および配付資料）が名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロード可能と案内していた⁴⁾。しかし、これらの関連資料は、名古屋城公式ウェブサイトからダウンロード可能であり、「名古屋市公式ウェブサイト」からダウンロード可能と記述したのは誤りでした。謹んで訂正いたします。

1-1 名古屋城木造天守復元事業の概要

(1) 本事業の特徴

本事業の特徴として、下記の4点を挙げることができる。第1に、名古屋城跡を含む区域には複数の異なる時代に建築された建築物が共存していること⁵⁾、第2に、江戸時代以降の名古屋城修復関連記録が豊富に保存されており、こうした文化財復元根拠資料を元に正確な文化財復元が可能であること⁶⁾、第3に、名古屋城は江戸時代に築城され明治初期の濃尾地震まで度々修復されつつも残されたが、昭和期の名古屋大空襲により木造天守閣を焼失し⁷⁾、その後、鉄筋コンクリート天守（以下、「RC造天守」という）を再建するに至ったこと、第4に、現在の名古屋城RC造天守の耐用年数を超えているが、RC造天守を撤去し新たに木造天守を建築するためには、石垣部分（文化財）の現状変更許可（文

4) 前稿42頁・43頁、前稿45頁。

5) そうした実例として、①天守閣を含む区域【江戸時代】、②名古屋鎮台の名残（旧陸軍管轄地<例>乃木倉庫）【明治時代】、③旧瀬戸電気鉄道時代の軌道・駅舎等の跡地（現名古屋鉄道瀬戸線の旧線跡地<例>名古屋城空堀内の軌道跡等）【明治時代】、④愛知護国神社境内地【明治時代】などがある（現・木造天守整備計画1-5<2>④名古屋城の歴史）。

6) 現・木造天守整備計画1-6（4）④木造天守復元の概要。

7) 現・木造天守整備計画1-5（2）④名古屋城の歴史。

化財保護法125条)が必要となる⁸⁾。

(2) 現状変更の許可(文化財保護法125条)

名古屋城跡は、特別史跡として文化財指定を受けており、文化財の現状変更等は制限されている(文化財保護法125条)。そこで、文化財の現状に変更を加えるときは、文化庁長官による現状変更の許可が必要となる(文化財保護法125条)。このように、文化財保護法は、文化財の現状変更の制限と文化財の現状変更許可について定めているが、文化財の現状変更許可基準については明記していない。文化財保護法125条は、文化財の現状変更許可の根本規定である。

文化財の現状変更許可の根本規定を保管するため、天守を含む歴史的建造物の復元等に関する基準として、①「鉄筋コンクリート造天守閣等の老朽化への対応・通知」(本稿・前出0-2①)【RC天守の老朽化対策基準】、②「文化財保護活用大綱・文化財保存地域計画・保存活用計画等の策定指針」(本稿・前出0-2②)【計画策定根本規定】、③「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」(本稿・前出0-2③)【歴史的建造物の復元基準】が、分野横断的かつ重畳的に、通知や指針という形式で発せられている⁹⁾。

さらに、名古屋市は、特別史跡名古屋城跡の管理者として、文化財保護法に則した文化財管理をするために、名古屋城の「現状変更等の取扱基準」を定めている¹⁰⁾。

1-2 木造天守整備計画の変更点(前・木造天守整備計画および現・木造天守整備事業計画の比較)

(1) 前・木造天守整備計画

①構成

前・木造天守整備計画は、計画策定の目的(第1章)、名古屋城跡の概要(第2章)、名古屋城跡の本質的価値(第3章)、現状・課題の整理(第4章)、保存活用の基本方針(第5章)、保存(第6章)、活用(第7章)、整備(第8章)、運営・体制(第9章)及び根拠資料から成り立っている¹¹⁾。前稿では、木造天守復元とRC造天守補修の比較(整備・8章)、前・木造天守整備計画では現在検討中とのことで数行でしか記述されていなかったバリアフリー問題と防災警備の課題を重点的に取り扱った¹²⁾。

②木造天守復元とRC造天守補修の比較

(イ) 前・木造天守整備計画

前・木造天守整備計画は、現RC造天守の耐震改修と木造天守復元の利点および課題を下記の通りまとめた¹³⁾。

8) 国井・前稿41頁・42頁。

9) 国井・前稿49頁・50頁。

10) 国井・前稿52頁・53頁。

11) 国井・前稿47頁。

12) 国井・前稿54頁～59頁。

13) 前・木造天守整備計画8-3-1(203頁～213頁)。

・RC造天守の利点および課題

＜利点＞RC造天守は、耐震性と耐火性に優れており、RC造天守内の博物館において資料などを収蔵公開しており博物館機能を果たしている。RC造天守には、空調設備、トイレ、大規模な階段、5階までエレベーターを備え、快適性やバリアフリーの面で優位に立つ。

＜課題＞RC造天守は、博物館施設やエレベーターを備えているが、江戸時代から名古屋大空襲までの木造天守とは異なる内装となっているので、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進という視点からは問題が多い。すなわち、RC造天守は、史実に基づく間取りを復元することができず、防御機能を備えた天守の建築的特徴と異なり、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の実感が得がたい（同計画206頁～208頁）。

・木造天守復元の利点および課題

＜利点＞木造天守復元は、復元に耐え得る根拠資料に基づき正確に外観及び内装を再現するので、防御機能を備えた天守の建築的特徴を観覧しつつ、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の理解を深め、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の更なる理解促進を促すことができる。内部空間を含めて真実性の高い木造復元を行うことにより、名古屋城の文化的観光面での魅力を向上させることができる。

＜課題＞木造天守復元は、耐震性、耐火性、急病人の搬送や熱中症対策など観覧環境における安全性の確保と快適性やバリアフリーの面で課題がある。木造天守復元のためにはRC造天守を撤去せねばならず、RC造天守解体後の博物館機能を担う代替施設の検討が必要となる（同計画208頁・209頁）。

（ロ）前稿での考察

前稿では、木造天守復元の是非について、積極的賛同説と反対説があり、両説の論拠などをまとめた¹⁴⁾。

積極的賛同説は、木造天守復元事業が、ローザンヌ憲章（復元事業が精確な調査に基づいて実施すべきこと）、可能な限りオーセンティシティ（真実性）をもって実施すべきという原則に沿った事業である。そうした意味で、木造天守は、RC造天守とは根本的に異なるものであると主張する¹⁵⁾。

反対説は、戦災により文化財が失われたとき、当該文化財を完全な形で「復元」することはそもそも困難であり、ドレスデン宣言が謳うように、新たに復元された文化財と現在の自然環境や景観の調和を重視しつつ、ローザンヌ憲章が説くように、開発と埋蔵文化財の調和を重視することが望ましいと考える。ローザンヌ憲章の精神は、木造天守に対してのみならず、RC造天守にも妥当すると主張する¹⁶⁾。

前稿では、名古屋城跡の石垣の上に天守が乗っかる形で復元されるという点でRC造天守と木造復元天守は共通しており、木造復元天守であっても伝統的技術と最新技術を融合させて建築しており、

14) 国井・前稿58頁・59頁。

15) 前・木造天守整備基本計画の元となった「木造天守整備基本計画（案）」の中間報告（同議事録17頁～21頁・瀬口座長意見）。

16) 前掲中間報告（前出注14）（同議事録17頁～21頁・赤羽委員意見）。

耐震性と耐火性の面で優れている RC 造天守を耐震補強工事する利点を無視している点で積極的賛同説には賛同できないとして、反対説に賛意を示した¹⁷⁾。

(2) 現・木造天守整備事業計画

①構成

現・木造天守整備計画は、木造天守復元の概要（第1章）、石垣等遺構の保存（第2章）、現天守閣の記録の保存と記憶の継承（第3章）、復元の根拠資料（第4章）、復元時代の設定（第5章）、復元原案の考証（第6章）、現天守閣の解体・木造天守復元時における仮設計画（第7章）、復元計画と活用（第8章）と図面編から成り立っている。

②木造天守復元3案の提示

前・木造天守整備事業計画では RC 造天守耐震改修と木造天守復元の比較検討をしたが、前・木造天守整備事業計画では、木造天守復元案に絞っている。前・木造天守整備事業計画では、木造復元例（例A、例B、例C）を「表8-1-2基礎構造検討例比較表」で、下記の通り示す¹⁸⁾。

いずれの案も、既存ケーソン上部にマットスラブ（厚さの大きい RC 床板）を設置する点で共通している。なお、RC とは鉄筋コンクリートである。

<例A>穴蔵外周部鉄骨柱設置（追加）

- ・天守入側部の荷重を支持する鉄骨柱と鉄骨片持梁をマットスラブに固定
- ・鉄骨柱は、穴蔵外周部の復元柱の間に追加設置（追加）
- ・鉄骨片持梁は、石垣天端から浮かした位置で鉄骨柱に固定
- ・鉄骨柱にはたわみ防止のため水平ワイヤー設置

<例B>穴蔵外周部鉄骨柱設置（置換）

- ・天守入側部の荷重を支持する鉄骨柱と鉄骨片持梁をマットスラブに固定
- ・鉄骨柱は、穴蔵外周部の復元柱に替えて設置（置換）
- ・鉄骨片持梁は、石垣天端から浮かした位置で鉄骨柱に固定
- ・鉄骨柱にはたわみ防止のため水平ワイヤー設置

<例C>石垣内RC柱設置

- ・天守入側部の荷重を支持する RC 柱と RC 片持梁をマットスラブと一体で設置
- ・RC 柱は、石垣の戦後に改変された範囲内に埋没設置
- ・RC 片持梁は石垣天端から浮かした位置で RC 柱に固定

③木造天守復元3案の検討方針

現・木造天守復元事業計画では、上記の木造復元3案の検討に際して、具体的な基礎構造の手法は、現状を正確に把握するための調査を現天守閣解体後に実施し、その調査結果を踏まえた工学的な検証の上、石垣の安定性、観覧者の安全確保の対策のための具体的な天守台修復・整備方法と合わせ、改

17) 国井・前稿57頁・58頁。

18) 現・木造天守整備事業計画8-6掲載図「表8-1-2基礎構造検討例比較表」。

めて検討し、その上で確定するものとされている¹⁹⁾。現・木造天守復元事業計画における木造復元3案は、いずれの案であっても、江戸時代の木造天守を当時の工法により復元するものではなく、木造技術と新技術を融合させた現代工法により木造天守の外観および内装を復元するものである。

④私見

現・木造天守復元事業計画では木造天守復元に絞って検討しているが、國井・前稿で指摘したとおり、木造天守復元とはいいながら、鉄筋コンクリート技術を元に天守の構造を設計し、外装や内部構造の一部（人目に付く範囲）で木材を積極的に使用し、大規模な階段や博物館機能に関連した展覧スペースを撤去して、江戸時代の天守内観を再現するものとなった（本稿1-2（1）②ロ）。たしかに、前・木造天守復元事業計画および木造天守復元の積極的賛同説が主張するように、木造復元天守は、江戸時代の天守イメージを正確に再現し最新技術と伝統的技術を融合させて木造建築物としての耐震性を改善できている点は評価できよう。

（3）バリアフリー問題

①現・木造天守復元事業計画

現・木造天守復元事業計画では、バリアフリー問題について、「歴史的建造物の復元である天守は、復元原案で示すとおり、現在の建築物に要求されるバリアフリーの機能を有していない。復元計画においては移動経路の段差解消をはじめとするバリアフリー対応を図るものとする」と記述し、スロープの設置や「より実用性のある階段を直接昇降するための可動式器具等」の採用についても積極的に検討すると述べている²⁰⁾。より具体的には、「定員4名または車いす利用者1名と介助者1名が搭乗可能」な垂直昇降技術を導入することを検討している²¹⁾。

②私見

前・木造天守復元事業計画では検討課題として明確な方針が示されていなかった課題に対して、現・木造天守復元事業計画でバリアフリー対策の方向性が示されたことについては評価に値する。ただし、名古屋市・「木造天守閣の昇降に関する追加設備の方針」（「名古屋城公式ウェブサイトからダウンロード可能」）によれば、内部エレベーター（現・木造天守復元事業計画で導入が検討されている小型の垂直昇降技術＜大きさが幅80cm、奥行き100cm程度＞）は導入するが、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準（電動車椅子＜幅65cm、長さ105cm程度＞が使用可能なエレベーター）に対応するエレベーターは導入できないとしている。さらに、同方針によれば、外部エレベーターは、天守閣の歴史的景観を損ねることから導入しないとしている。このように、バリアフリー対策の効果は限定的であり、不十分であろう。

（4）防災・避難対策

①現・木造天守復元事業計画

防災・避難対策について、現・木造天守復元事業計画は、下記の通り定めている²²⁾。

19) 現・木造天守復元事業計画8-7。

20) 現・木造天守復元事業計画8-32

21) 現・木造天守復元事業計画8-34。

22) 現・木造天守復元事業計画8-8～8-10。

＜防災・避難対策＞

- ・第三者機関である一般財団法人日本建築センター（BCJ）及び消防設備安全センターの審査を受け、評定書が発行された防災・避難計画に準拠して防災・避難対策を講じた。
- ・徹底した防火対策（失火、放火）を講じる（スプリンクラー等の設置）
- ・適切な在館者数の管理（大天守の最大同時在館人数は2500人を上限）
- ・安全な避難経路の確保
- ・消防支援・救助計画（消防隊の進入経路を確保、歩行困難者・逃げ遅れ者への対策等）

②私見

前・木造天守復元事業計画は、防災・避難対策については検討課題として抽象的な記述に終始していた。現・木造天守復元事業計画は、防災・避難対策について、図表や写真を用いて詳細に示されていることは評価に値する²³⁾。

2-1 庭園保全と石垣保全からみえる課題

(1) 庭園保全

①州浜状遺構

全体整備検討会議・庭園部会（第37回）（2024年5月10日・西の丸会議室）では、州浜状遺構と二之丸庭園の修復整備について検討された²⁴⁾。特別史跡名古屋城跡に州浜状遺構（州浜²⁵⁾と思われる遺構）があったため、実際に州浜として用いたのかについて、「御城御庭絵図」などを基に検討していた²⁶⁾。

②二之丸庭園の修復

全体整備検討会議・庭園部会（第37回）では、二之丸庭園の修復整備について、庭園内の石の配置などについて、「尾二之丸御庭之図」などを参照しつつ、江戸時代当時の二之丸庭園がどのような配置になっており、どのように修復すべきかを議論した。

③私見（州浜状遺構と二之丸庭園の修復）

これらの問題については、専門性が高く評価しがたいものであった。江戸時代の状況を忠実に再現するために、資料（「御城御庭絵図」や「尾二之丸御庭之図」）があったとしても、現状と当時の絵図を見ただけでは判断が難しいことは理解できた。

(2) 石垣保全

①本丸搦手馬山周辺石垣の修復

全体整備検討会議石垣・埋蔵文化財部会（第60回）（2024年5月31日・アイリス愛知・和大広間・

23) 現・木造天守復元事業計画8-8～8-31。

24) 全体整備検討会議・庭園部会（第37回）議事録1頁。

25) 「州浜」（すはま）とは、伝統的な日本庭園にある池や流れの護岸意匠として用いられる手法の一つで、岸辺の表現として礫石を敷き詰めた面を作るものである。

26) 全体整備検討会議・庭園部会（第37回）議事録2頁～15頁。

百合）では、本丸搦手馬山周辺石垣の修復と特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定が議題となった²⁷⁾。本丸搦手馬山周辺石垣の修復に際して、背面検出石材の取扱い方針について、事務局から説明があった。事務局長説明によれば、背面検出石材のうち修復後の石垣の一部として再利用が可能な石を判定する基準として、「①石の面があるか。②控え長²⁸⁾が相当にあるか。③いびつな形状をしていないか。④傷がないか。」を示し、専門的知見や現場経験を有する有識者が確認し、築石として再利用するという修復方針を示した²⁹⁾。そこで、築石として再利用する際に石の面に刻印があったときには刻印を残すべき（千田構成員）、文化財保存の責任から従来から用いられた石と新規に用いた石の新旧が明示できるように検討すべき（宮武構成員）といった提案がなされた³⁰⁾。

②特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定

全体検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）では、特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定に関する説明が事務局からなされた。事務局からは、石垣の修復と安全対策を考慮しつつ、第1に、石垣の改修や現状に関する評価を行うこと、第2に、米場者が多く移動する動線の近隣にある石垣の安全対策を徹底し、第3に、石垣表面の割れ、剥離や間詰石の抜けが目立つなど危険性がある石垣について、年1回程度のモニタリングを行い立ち入り禁止等の安全対策を講じること、最後に、石垣の保存方針や動線上の石垣の安全対策等について、今後も対策を検討すべきことを提案した³¹⁾。この事務局提案に対して、第1に、石垣の安全性をチェックするために現行の石垣カルテ（石垣のモニタリング・メモ）の取扱いの見直し、すなわち現にチェックしつつ石垣カルテを作成する担当者と客観的にその記述内容を検討する担当者によって複数の目で危険性を客観的に判断すべきという提案（宮武構成員³²⁾、第2に、文化庁が推奨する耐震診断マニュアルのように、専門的な技能がなくとも客観的な評価（○×△など）を用いて機械的に判定するという試みもあるが、プロの石工さんのような実務経験者の主観的な評価も併用しなければ、安全性を担保できるのか不安があるという指摘（宮武構成員³³⁾、第3に、石垣の修復について、応急的措置、部分修復、部分補強および解体修理という対応措置の具体的内容に関する質疑（宮武構成員³⁴⁾、第4に、重要文化財建物とその土台（石垣）の安定性は熊本城の地震の際に顕在化されたが、石垣の安定やその上にある建物の安定をどう担保するのかという質疑（千田構成員³⁵⁾）などが示され、今後の検討課題として、引き続き検討を進めることとなった。

③私見（本丸搦手馬山周辺石垣の修復および特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定）

本丸搦手馬山周辺石垣の修復について、事務局が提案した再利用可能な石の判定基準と修復方針は、

27) 全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）議事録1頁。

28) 「控え長」とは、研磨などをしても石垣の石として必要な機能を果たす余地であろう。

29) 全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）議事録2頁～4頁。

30) 全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）議事録6頁～8頁。

31) 全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）議事録11頁・12頁。

32) 全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）議事録14頁・15頁。

33) 全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）議事録16頁。

34) 全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）議事録17頁。

35) 全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会（第60回）議事録18頁・19頁。

名古屋城跡の石垣を「公の営造物」（国賠2条1項）と捉え、その「通常有すべき安全性」の欠如がないかを判定するための客観的指標となる。この客観的指標と修復方針の両者が、石垣の安全確認マニュアルとして機能することになる。そこで、安全性の確認については客観的かつ物理的な状況をチェックする方向に機能するが、実務経験者の豊富な経験も交えて判断することにより、安全確認のミスが生じないように運用され则认为られる。ある意味では、この判定基準と修復方針は、局所的かつ簡易なマニュアルとして機能すると考えられる。

ただ、特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定については、単純に考えれば、本丸搦手馬山周辺石垣の判定基準と修復方針をさらに拡大・深化させれば策定できるように見える。しかし、マニュアルとしての安全基準や行動指針は、専門的知見や現場経験に乏しい一般通常人を対象として画一的な行動を促すときには十分機能する。しかし、石垣の安全性確保という専門的知見や現場経験が求められるときには、単純化されたマニュアル（とくに評価基準が「○×△」やアルファベット順ランクで評価する場合）は、小さな危険兆候を見逃さない確かな経験や数値化されがたい「カン」などの一定の経験則に基づきながらも主観的な判断を求められる場面もありうる。そうした意味では、宮田構成員による第1提案、第2指摘事項や第3指摘事項は、「公の営造物」の通常有すべき安全性の欠如を客観的に問う営造物責任（国賠2条1項）と関連して、興味深い。

さらに、名古屋城の石垣を文化財保護という視点から見つめ直したとき、徹底的かつ抜本的な安全対策（修復や撤去などの大幅な現状変更）を求める営造物責任上の要請と、可能な限り文化財を現状のまま維持すべきという文化財保護上の要請といかに調整すべきかが問題となる。そうした意味で、特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定は、文化財保護と営造物責任という相反する要請をいかに調整すべきかという課題を突きつけたものであり、今後の策定状況を注視する必要がある。

2-2 木造復元天守の実例

現時点で、名古屋城に先駆けて、木造の天守等を復元した実例は、①大洲城（愛媛県大洲市）、②掛川城（静岡県掛川市）、③新発田城（新潟県新発田市）、④白石城（宮城県白石市）、⑤小峰城（福島県白河市）⑥鶴ヶ城（福島県会津市・一部木造復元）がある。それぞれの木造復元の経緯などを簡潔に示したい。

（1）大洲城（愛媛県大洲市）

大洲城天守は、戦後に木造天守として四層四階は日本初となる。本来ならば建築基準法では認められない規模であったため、当時、愛媛県に木造天守建設計画を認めてもらえなかったが、保存建築物として建築基準法の適用外と成、天守の木造復元にいたった³⁶⁾。大洲城の復元根拠となったのは、天守ひな形（大洲藩作事方棟梁であった中野家に残された天守の木組模型・市指定文化財）、明治時代に撮影された古写真などの史料である。1998年に、大洲城内樹木現況調査及び整備予測調査を完了し、県指定史跡「大洲城跡」保存整備計画を策定し天守閣土地地質調査完了した。1999年に、天守閣跡

36) 大洲市・公式ウェブサイト（<https://www.city.ozu.ehime.jp>）。

発掘調査を開始し基本設計が完了し、本体工事概算13億円を目標に募金活動を開始した。2002年に起工式をして2003年に上棟式をして現在に至る³⁷⁾。

(2) 掛川城（静岡県掛川市）

掛川城天守は、1994年4月に、日本初の「本格木造天守閣」として復元された³⁸⁾。掛川城は、安政の大地震（嘉永7年）により天守など大半の建物が損壊したが、御殿・太鼓櫓・蔭の門など一部を除き再建されなかった。掛川城天守は、木造で1994年に再建された³⁹⁾。

(3) 新発田城（新潟県新発田市）

新発田城は、明治政府の命令により本丸の一部を取り除いて取り壊された。その後、1999年度から「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業」として、新発田城の調査・実施設計に取り組み、2002年・2003年度に総額12億円で本丸の三階櫓及び辰巳櫓を木造・本瓦葺き・漆喰による伝統工法により史実に忠実に復元し、併せて石垣の補強を実施した⁴⁰⁾。

(4) 白石城（宮城県白石市）

白石城は、戊辰戦争の後、1874年に解体された。その後、白石城は、資料の調査や発掘調査などを重ね、焼失後文政6年（1823年）に再建された姿（1874年の解体前）を復元したもので、1993年より一般公開している。白石城天守復元の根拠となったのが、「片岡家屏風絵」（文政2年<1820年>焼失後に再建された姿を描いた絵図）、江戸時代の文書に天守閣の高さや平面の規模などの記録や発掘調査で確認された意向である⁴¹⁾。

(5) 小峰城（福島県白河市）

小峰城は、白河城とも称されるが、戊辰戦争で焼失した三重櫓を1991年に復元され、東日本大震災で石垣などが被災したが2019年に復元された⁴²⁾。白河市では、三重櫓・前御門に続き、清水門の木造復元を目指し、「小峰城一石城主募集」と打って募金を集めている⁴³⁾。

(6) 鶴ヶ城（福島県会津市・一部木造復元）

鶴ヶ城は、戊辰戦争の後、戦災に遭いながらも天守が残存しており、残存した天守の古写真や史料が豊富にあり、明治政府による天守撤去命令にあっても天守再建の日が待たれた。1965年に、天守閣がRC造天守閣として復元された。1999年より、干飯櫓を木造復元することとなり、発掘調査や、古絵図、古文書などを元に、2001年に干飯櫓と南走長屋を木造復元された⁴⁴⁾。

37) 大洲城・公式ウェブサイト (<https://ozucastle.jp>)。

38) 掛川市・公式ウェブサイト (<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp>)。

39) 掛川城・公式ウェブサイト (<https://www.kakegawajo.com>)。

40) 新発田市・公式ウェブサイト (<https://www.city.shibata.lg.jp>)。

41) 白石市公式ウェブサイト (<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp>)。

42) 福島民報「今日は何の日：白河市の小峰城三重櫓が復元」・福島民報公式ウェブサイト (<https://www.minpo.jp>)。

43) 白河市公式ウェブサイト (<https://www.city.shirakawa.fukushima.jp>)。

44) 会津若松市公式ウェブサイト (<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>)。

3 結びにかえて

名古屋城木造天守復元事業については、当初は、情報公開請求事件と住民訴訟事件を中心として文化財保護法などの研究論考を公表してきた。今回は、名古屋市・木造天守整備基本計画が更新され、木造天守復元を主軸とした方針が固まり、文化庁長官による文化財の現状変更許可がおりれば、現RC造天守解体工事に続いて木造天守復元工事が行われることとなる。本稿を通じて、下記の2点が課題となろう。

第1に、本丸搦手馬山周辺石垣の修復および特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定が、全体整備検討会議・石垣・埋蔵文化財部会において、審議が継続されることである。これについては、本稿2-1(2)③で言及したので、ここでは述べないが、文化財保護行政と営造物責任にまたがる今日的な考察対象となろう。

第2に、木造天守復元への熱量や取り組み方についてである。なるほど、本稿2-2では、天守の木造復元の実例や一部木造復元の実例が、当初予想したよりも多く見られることが分かった。名古屋城天守木造復元も含めて、城郭が地域の象徴として地域住民から愛されていること、これこそが天守閣の木造復元を達成する原動力であり、いわば地域住民の城郭に対する「熱量」の顕れでもあろう。現・木造天守復元事業計画で提示された木造天守復元案は、文化財保護と公の営造物としての安全性の確保という極めて現実的な要請を反映したものであり、伝統的工法のみを採用した天守復元ではなく、天守の外観と内装に木材を使用しつつも最新技術をも融合させた現時点の技術の結晶とも言えるかもしれない。そうした意味では、不十分ではあるがバリアフリー対策が講じられていること、安全な天守閣として備えるべき耐震性と耐火性が木造という技術的限界を超えたとも言える。また、防災・安全対策の面についても熟慮の形跡が見られることについても評価したい。

しかし、本稿2-2で木造天守復元を成し遂げた①から⑤の実例では、名古屋城天守のように石垣土台の上にRC造天守を構築してからそれを解体した上で木造天守を復元するものではなく、石垣土台の上に建築物がない状態から木造天守を復元したものであり、手続や工程などの面で多くの差違があることに留意すべきであろう。

また、大阪城天守閣は江戸時代の石垣土台の上にあった、幕末の大阪城天守閣焼失によって江戸時代に建築された天守閣が失われ、長らく大阪城跡が残るのみとなっていた。戦後に、江戸時代の石垣土台の上にRC造天守閣を再建した。このRC天守閣は、豊臣秀吉が建築した時代の天守閣を再現し博物館機能を備えたもので、昭和時代の名建築として登録有形文化財に指定されている。昭和時代の名建築という点については、名古屋城RC造天守と似ているが、名古屋城RC造天守は文化財としての登録はしていない。大阪城天守閣と名古屋城天守閣は、当時の技術の粋を集めたRC造天守閣として評価されているが、文化財登録をしているか否かが運命の分かれ道となった。そうした意味では、名古屋城RC造天守閣を文化財登録しなかったのは、将来の木造天守復元事業を見越して当時の名古屋市担当者が下した英断だったとも言えるかもしれない。

ただ、RC造天守にせよ、木造天守にせよ、地域住民の城郭への愛着の顕れであることは確かである。とくに、本稿2-2(木造復元天守の実例)で取り上げた6例でも、自治体(市)と地域住民の城郭へ

の愛着の強さが木造復元の原動力となっており、可能な限り正確な復元ができるよう史料等をもとに考察され、市公報を通じて説明がされている点に留意すべきであろう。今後は、木造天守復元という「英断」を活かすためにも、安全性と快適性を確保できるような知恵が湧き出続けるよう祈るばかりである。